

随意契約理由書

件名	魚崎ポンプ場 スクリーンかす破砕機補修
契約の相手方	住友重機械エンパイロメント株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当
随意契約の理由 <p>今回補修を行うスクリーンかす破砕機は流入水から分離されたスクリーンかすを回転カッターの間を通過させることにより切断破砕するための装置である。本装置がない場合、スクリーンかすが後工程の装置の軸に絡みつくなどし、故障の原因となる。</p> <p>本補修は、長時間の運転により劣化した破砕機本体の主要部品の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回補修を行うスクリーンかす破砕機は、上記業者により製造・据付され、本補修を行うためには製造業者しか知りえない技術資料及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社である上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 東水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 078-451-0678)